

議長／ただいまから令和六年第四回千代田区議会定例会継続会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

日程第1から第5を一括して議題にします。

小林たかや企画総務委員長から同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

企画総務委員長／企画総務委員会に審査を付託された議案のうち、5議案の審査経過および結果を報告いたします。

はじめに、議案第49号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第52号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、職員の給与について、本年の特別区人事委員会による報告及び勧告を踏まえ、社会経済事情の変化に伴い、給料月額を引き上げる給料表の改定を行い、期末手当及び勤勉手当の支給月数を合計して0.2か月分引き上げるとともに、段階的に配偶者等に係る手当を廃止し、子に係る手当を引き上げる扶養手当の改正をするほか、医師等に係る初任給調整手当の額を引き上げるものです。

また、会計年度任用職員の給与につきまして、常勤職員に準じて、期末手当及び勤勉手当の支給月数を、合計して0.2か月分引上げるものです。

給料表及び初任給調整手当のうち、本年度支給に関わる改正については、本年4月1日から適用し、期末手当及び勤勉手当のうち、本年12月期に関わる改正については、公布の日から、その他の改正については令和7年4月1日から施行します。

議案第49号及び議案第52号の2議案は関連するため、一括して審査しました。

質疑の中で、勧告にあたり、特別区人事委員会では、民間事業者の給与との比較を特別区内の事業者を対象に実態調査を実施していること。

民間給与等の比較において、特別区人事委員会にて行っている調査対象の事業所の規模は、平成18年に人事院において定めたものであり、適正なものと考えていること。

改正のとおり給与が引き上げられると、本年採用された職員の給与は年間約50万円増となる。

また若年層の職員も採用1年目の職員と同程度の増額と、今回の改正で、若年層の職員の離職に対しても給与面における一定の処遇改善が図られること。

今回の給与改定において、今年度における人事人件費の増額は約5億円と見込まれること。人事院会の調査は、4月1日時点で行い、今回の改正にも公民格差の分を4月1日に遡って適用するものである。

それ以降に物価上昇分について、現時点で対応できていないが、次年度の給与調整によって対応することになると考えていること等が明らかとなりました。

質疑を終了し、討論に入り、賛成の立場から今回の提案では人材流出や採用環境の困難さ等を踏まえ、初任給の引上げに意を用いる等の現実的な課題解決に向けた工夫が見られること、社会情勢の変化を捉え、扶養手当の在り方を変更するなど、時代に合った対策を盛り込

んでいること等が確認できた。

昨年も引き上げ時代を否定したものではないが、昨年の提案は引き上げ額が不十分なものであったと評価しており、本年は年間で平均約26.7万円の増で相応の増になっている。特別区職員給与等実態調査は引き続き大きな課題を内包しているが導いた結果は適切なものであり、提案の2議案に賛成するとの意見がありました。

討論を終了し、おのおの採決を行った結果、議案第49号及び議案第52号の2議案は、いずれも賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号千代田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第50号千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例及び議案第51号千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例は、いずれも本年の特別職報酬等審議会による答申を踏まえ、社会経済情勢の変化に伴い、議員報酬及び区長等の給料の額を引き上げるとともに、期末手当については年間の支給月数を0.4か月分引き上げるほか、3月期に支給する手当を廃止し、6月期に及び12月期の年2回の支給とするものです。

期末手当のうち来年度以降の支給に関わる改正については、令和7年4月1日から、その他の改正については本年12月1日から施行します。

議案第48号、議案第58号(?)及び議案第51号の3議案は、関連するため一括して審査をいたしました。

質疑の中で特別職報酬等審議会では物価や賃金の上昇、他の自治体等の動向を見ても、上昇気象であったため報酬等月額及び期末手当については据置きや引き下げの意見はなかったこと。

各区の報酬等の改定は、現在それぞれ行われているところであるため、今回の改正による他区との比較はできないが、昨年度確定した情報で議員の年収を比較すると、千代田区は6位となること。

今回の報酬等審議会の中で額の定め方は、特別区人事委員会勧告を参考にしていくことが確認された。

今後の審議会の開催について、明確に定まっていないが、当面毎年度特別人事委員会勧告が出た時期に、額の適否については審議会の意見を聞くことで考えていること等が明らかとなりました。

質疑を終了し討論の省略を諮り、おのおの採決を行った結果、議案第48号、第50号及び51号の3議案は、いずれも賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託された議案のうち、5議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

議長／議案第48号、第50号、第51号に対し、討論の通告がありますので、発言を許可します。

初めに、12番春山あすか議員。

春山議員／議案第48号千代田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第50号千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例及び議案第51号千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例について、日本維新の会千代田議員団として反対の立場から意見表明いたします。

本議案は千代田区特別職報酬等審議会答申を踏まえ、区議会議員の議員報酬月額及び期末手当の額並びに、区長、副区長、教育長の給料月額及び期末手当の額を引き上げるものです。日本維新の会千代田区議団は身を切る改革の理念に基づき、議員自身が率先して報酬を削減するべきだと考えています。

そして、日本維新の会のスピリットに基づき、議会改革や行政改革を通じて生み出された財源を、町の将来に必要な政策分野に投じることを重要視しています。

議員及び区特別職の報酬等の増額は、私たち日本維新の会の理念に反するものであり、特別職報酬等審議会の答申を反映したものとはいえ、区民の生活改善が定着し、ぜひ給与を上げてほしいと言われるくらいまで改革を推し進めた上であることが望ましいと思います。

その半ばに単に、報酬答申を基に給与増とすることに対して、区民ひいては国民の信頼を損なう恐れがあります。

財政面での影響は軽微なものとはいえ、財政負担を増やすことになり、財政健全化を目指すために一層の効率的な予算運用が求められます。

昨今の社会状況では国民の負担が増加し、多くの人々が生活の苦しさを感じています。

物価の上昇により日常生活にかかる費用が増え、家計の圧迫が顕著です。

また、賃金の伸びが物価上昇に追いつかず、自主的な所得が減少しており、社会保障費の増加や年金制度の不安定さも将来の不安を増大させています。

特に、低所得層や高齢者を中心に生活の質が低下し、経済的な困難を抱える人々が増加しています。

このような状況に対して、政府や自治体の支援策が求められている中、議員、そして、区の特別職（？）が率先して報酬を引上げることは慎重であるべきです。

政治とお金の問題に対する国民間の不信感を払拭し、区政への透明性を高め、無駄を省く姿勢を示すと同時に、この激動の時代に政治のかじ取りを付託されている自らを厳しく律することが信頼回復につながります。

また、民間企業では、成果に基づいた報酬体系が一般的であり、議員報酬の増額はこの民間感覚にそぐわないと考えられます。

区民の信頼を得るためには、議員自身、率先して報酬を削減し、区民と同じ目線で区民生活の負担軽減に努めるべきです。

以上の理由から、日本維新の会千代田議員団として当議案に反対いたします。

議長／次に、24番おのぞら亮議員。

おのぞら議員／議案第48号千代田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第50号千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例及び議案第51号千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見表明いたします。

今年度の特別職報酬等審議会においては、3年ぶりの見直しに当たり、4回にわたって会議が開催され、千代田区の人口が増加していること、物価や家賃の高騰、賃金等、社会の動向、さらには、国や他自治体との比較なども行われ、学識者や区民はじめ多様なメンバーのもと慎重な検討が行われております。

今回、議員報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長、教育長の給与月額及び期末手当の額を引き上げることは成り手の固定化を防ぐ(?)ことにつながり、社会経済情勢や他区の動向を考慮した適切な対応であると考えます。

期末手当の支給についても引き上げを行うことに加え、民間企業及びその他団体との整合性を図る意図から、3月期末手当を廃止し、6月、12月期が均等になるよう配分することとしております。

議員及び区の特別職は東京都の中心に位置し、多くの企業や行政機関が集まる地域であることから昼間人口と夜間人口に大きく差があるという特徴やインフラの更新に伴う新たなまちづくりのニーズなど、千代田区独特の地域特性を踏まえた対応が求められております。区長、副区長、教育長、そして議員の報酬を適正に設定することにより、職務の重要性と責任の重さを考慮した適切な対応を行い、区政の円滑な運営に寄与すべきと考えます。

千代田区は他の区と比べて、財政的に安定しており、区民サービスの充実を図るための財源も確保されております。

なお、本条例改正によ、議会費の増加につながりますが、議会運営、意見集約の効率化の観点からも議員定数削減、政務活動費削減に向けた議論を進め、議会費総額ベースでの削減に努めるべきと考えます。

以上の理由から、議案第48号、第50号及び51号に賛成の立場を表明いたします。

議長／次に、7番牛尾こうじろう議員。

牛尾議員／議案第48号千代田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第50号千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例、議案第51号千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

いずれも特別職の報酬等を引き上げる内容のものです。

反対理由の一つは区職員の賃金増は行われますが、この間の大幅な物価上昇には追いついてはいません。

今回の特別職の報酬は、人事委員会勧告を参考にしているということですが、もともと高額な報酬を受け取る区長などの特別報酬の引き上げを区職員に連動すべきではないからであります。

2019年、区職員の月例給が下がったときは、特別職などの報酬は下げるどころか上げています。

上げるときだけ連動させることに道理はありません。

2つ目に、物価高騰はたしかに、区長、我々議員など、特別公務員の生活にも影響しています。

しかし、区民の皆さんは比較にならないほど影響を受けております。

先日、区内のお米屋さんが11月で廃業いたしました。

この間の米不足、米の値上がりで利益が出せず、仕入の資金がなくなったためです。

銀行の融資(?)もコロナ時代に借りた融資の元金が残っているため融資を受けられず、店主はまだ若い方ですが、廃業を決断したとのことでした。

この方は、国や区がもっと何かしてくれればと訴えておりました。

こうした、物価高で苦しむ住民や事業者はまだまだまだたくさんいらっしゃいます。

にもかかわらず、今年度、区は国保料、介護保険料、後期高齢者医療保険料を引き上げました。

また、官製談合防止法違反、収賄容疑で現職議員が逮捕される不祥事には、区民に大きな怒りが広がっております。

こうしたときに特別職の報酬を引き上げるることについて、住民の理解は得られるものではありません。

以上の理由から、本議案に反対いたします。

議長／次に、14番白川司議員。

白川議員／議案第48号、第50号及び第51号について、賛成の立場から意見表明します。千代田区は日本の中核として、多くの企業や政府機関が集中していることから、夜間人口約7万人に対し、昼間人口90万人という独自の地域特性を持っています。

行政として、区民だけでなく、事業者の抱える多様な課題に対応をしていくためには、相応の見識や判断能力が求められることは言うまでもありません。

報酬引上げに慎重な御意見に対しては、職員採用の倍率が著しく低下している現状であり、議会においても人員確保の観点から、景気動向に合わせた適正な報酬引上げは妥当であり、同時に、事業の効率化、議員改革(?)を進めていくことで、理解をいただくことが求められます。

本議案は、千代田区報酬等審議会における慎重な議論を経て提案されたものであり、公営性、社会情勢、地域特性を考慮し、専門的かつ客観的な見地から、現行水準の引上げが必要であると認められたものです。

よって、以上の理由から、千代田区自由民主党議員団として、議案第48号、第50号及び第51号に賛成の立場を表明いたします。

議長／以上で討論を終了します。

お諮りします。

報告のありました5議案のうち、議案第49号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第52号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の2議案は、いずれも小林たかや企画総務委員長の審査報告どおり決定し、議案第48号千代田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第50号千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例、議案第51号千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例の3議案は、投票システムにより採決したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

初めに、議案第48号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

(賛成者 白表示 反対者 青表示)

議長／押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長／なしと認め、確定します。

議案第48号は賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、議案第50号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

(賛成者 白表示 反対者 青表示)

議長／押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長／なしと認め、確定します。

議案第50号は賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、議案第51号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

（賛成者 白表示 反対者 青表示）

議長／押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長／なしと認め、確定します。

議案第51号は賛成多数により原案どおり可決されました。

日程第6を議題にします。

西岡めぐみ文教福祉委員長から同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

文教福祉委員長／文教福祉委員会に審査を付託されました議案第53号の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第53号幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、幼稚園教育職員の給与につき、本年の特別区人事委員会による報告及び勧告を踏まえ、社会経済事情の変化に伴い、給料月額を引き上げる給料表の改定を行うとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月数を合計して0.2か月分引き上げるほか、段階的に配偶者等に係る手当を廃止し、子に係る手当を引き上げる扶養手当の改正をするものです。

給料表の改正については本年4月1日から適用し、期末手当及び勤勉手当のうち本年12月期に係る改正については公布の日から、そのほかの改正については令和7年4月1日から施行します。

質疑の中で、給料月額の引上げにおいて、職層等による上がり幅の差異が生じることに對して、職員労働組合からの意見はなかったこと、扶養手当の見直しにおいて、配偶者等の手当額の段階的な減額においては、民間における見直しや共働き世帯の増加が要因であることなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第53号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました議案第53号の審査経過及び結果の報告を終わり

ます。

議長／お諮りします。

ただいま報告のありました、議案第53号幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、西岡めぐみ文教福祉委員長の審査報告どおり決定したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長／異議なしと認め、決定します。

以上で、本日の日程を全て終了しました。

次回の継続会は、12月3日午後1時から開会いたします。

ただいま出席の方には、文書による通知はしませんので、御了承願います。

散会します。